

第七六回

参第九号

租税特別措置法の一部を改正する法律（案）

第一条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」を「昭和五十年十一月一日から昭和五十一年三月三十一日まで」に、「百分の三十（昭和五十年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものについては、百分の二十五）」を「百分の五十」に改め、同条第二項中「百分の三十（昭和五十年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものについては、百分の二十五）」を「百分の五十」に改める。

第八条の二第一項中「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」を「昭和五十年十一月一日から昭和五十一年三月三十一日まで」に、「百分の三十（昭和五十年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものについては、百分の二十五）」を「百分の五十」に改め、同条第二項中「百分の三十（昭和五十年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものについては、百分の二十五）」を「百分の五十」に改める。

第八条の四第一項中「昭和五十年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」を「昭和五十年十一月一日から昭和五十一年三月三十一日まで」に、「百分の三十（昭和五十年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものについては、百分の二十五）」を「百分の五十」に改め、同条第二項中「百分の三十（昭和五十年四月一日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべきものについては、百分の二十五）」を「百分の五十」に改める。

第六十八条の二の次に次の一条を加える。

（特定の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用）

第六十八条の二の二 青色申告書を提出する内国法人（法人税第二条第六号に規定する公益法人等、人格のない社団等及び次項に規定する相互会社を除く。）につき昭和五十年十一月一日以後に終了する事業年度の一において同法第二条第二十号に規定する欠損金額が生じた場合において、当該欠損金額の生じた事業年度終了の時に於ける当該内国法人の資本の金額又は出資金額が十億円以上であるときは、当該欠損金額については、同法第八十一条の規定及び次条の規定は、適用しない。

2 青色申告書を提出する保険業法に規定する相互会社及び法人税法第二条第四号に規定する外国法人（同条第六号に規定する公益法人等及び人格のない社団等を除く。）の昭和五十年十一月一日以後に終了する各事業年度において生じた同法第二条第二十号に規定する欠損金額については、同法八十一条（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第二条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第三条の三第一項中「（第三条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同条第二項から同条第五項までを削り、同条第六項中「第一項」を「前項」に、「第八項」を「第四項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第七項を同条第三項とし、同条第八項を同条第四項とし、同条第九項中「第五項から前項まで」を「前三項」に改め、「から第四項まで」を削り、同項を同条第五項とする。

第八条の二を次のように改める。

第八条の二 削除

第八条の三第一項中「（前条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）」を削り、同条第二項から同条第五項までを削り、同条第六項を次のように改める。

2 第三条の三第二項から第五項までの規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第八条の四を次のように改める。

第八条の四 削除

第九条第一項中「及び第八条の四第一項の規定の適用を受けるもの」を削り、同条第二項中「第六項から第九項まで」を「第二項から第五項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十年十一月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、昭和五十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 昭和五十年十月三十一日までに支払を受けるべき第一条の規定による改正前の租税特別措置法第三条第一項に規定する利子所得、第一条の規定による改正前の租税特別措置法第八条の二第一項に規定する配当所得及び第一条の規定による改正前の租税特別措置法第八条の四第一項に規定する配当所得については、なお従前の例による。

3 昭和五十一年三月三十一日までに支払を受けるべき第二条の規定による改正前の租税特別措置法第三条第一項及び第三条の三第一項に規定する利子所得、第二条の規定による改正前の租税特別措置法第八条の二第一項及び第八条の三第一項に規定する配当所得並びに第二条の規定による改正前の租税特別措置法第八条の四第一項及び第九条第一項に規定する配当所得については、なお従前の例による。

理 由

課税の公正化を図り、かつ、歳入の確保に資するため、利子、配当源泉分離選択課税制度については、昭和五十一年三月末日限り廃止することとし、それまでの間税率の引上げをする措置を講ずるとともに、資本の金額が十億円以上である法人等については、当分の間、欠損金の繰戻しによる還付の請求を認めないこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。